

在デンバー日本国総領事館領事部
令和5年メールマガジン第3号（2023年3月10日送信）

★★

【今号の内容】

● 免税販売手続きにおける在留証明の利用について

★★

● 免税販売手続きにおける在留証明の利用について

本年（2023年）4月1日から消費税免税制度が改正される予定であり、今後、一定の条件（日本国内に2年以上住所または居所を有しない「非居住者」であること）を満たした在留邦人が国内の免税店で免税品を購入する際には、戸籍の附票の写し（本籍地の市区町村役場で入手できます）又は入国日から起算して6か月前の日以後に作成された在留証明の提示等が求められます。当該目的のための在留証明には本籍地番および住所（又は居所）を定めた年月日等の記載が必要となります。

在留証明への本籍地番の記載については、消費税法施行規則第6条によって定められており、免税品購入を目的とした在留証明を申請される際には、戸籍謄本（または抄本）等、現在の本籍地番を確認できる公文書が必要となります（コピー可）。なお、免税品購入以外を目的とした在留証明に本籍地番を記載する場合も同様の扱いとなりますのでご了承ください。

消費税免税制度の詳細については、以下のサイトをご覧ください。

観光庁：消費税免税制度改正のお知らせ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/reiwa4kaisei.html>

当館 HP：消費税免税制度変更のお知らせ

https://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/notification01062023.html

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部

Consulate-General of Japan in Denver

1225 17th Street, Suite 3000

Denver, CO 80202

TEL: 303-534-1151

FAX: 303-534-3393

E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp

Website: <http://www.denver.us.emb-japan.go.jp>